

# 青森県報

第四千五百六号

平成三十年  
九月二十五日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) ……
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) ……
- 身体障害者福祉法による医師の指定 (同) ……

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し (東青地 県民局) ……
- 右 同 (下北地 県民局) ……

### 公安委員会

- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則 (警 務 課) ……

## 告 示

### 青森県告示第六百五十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医師の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関		担当診療科名	指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地		
難病指定	馬渡 晃弘	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目の一	耳鼻咽喉科	平成 三〇・八・三
難病指定	去石 巧	医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面三木字赤坂一六の三	精神科	平成 三〇・八・三

### 青森県告示第六百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天馬薬局	上北郡七戸町字道ノ上六三の三	平成 三〇・一〇・一

### 青森県告示第六百五十三号

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 (昭和六十二年三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	齋藤新
	一般財団法人 黎明郷弘前脳 卒中・リハビ リテーション センター
勤務する病 院等	一 弘前市大字扇町 一丁目二の一
診療科目	内科・循環器内科・ リハビリテーション 科(心臓機能障害)
指 月 日 定	平成 三〇・〇・一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ダイワ建設興業
- 二 代表者の氏名 寺尾幸男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一六〇の一〇一三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一〇〇九二二号
- 五 取消年月日 平成三十年九月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年九月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社光栄工業
- 二 代表者の氏名 白濱光義
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲三丁目七の五六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一二五)第六〇〇一七四号
- 五 取消年月日 平成三十年九月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
鋼構造物工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年八月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第六号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を



備考 表中「」の記載及び傍線は注記である。

〔略〕	川原警察署	官駐在所	山字森内三十七番地八
	七和警察署	官駐在所	五所川原市大字羽野木沢字隈無三十二番地
〔同上〕	飯詰警察署	官駐在所	五所川原市大字飯詰字桜田三十四番地二十二
	喜良市警察署	官駐在所	五所川原市金木町喜良市千苺二百七番地
〔略〕	相内警察署	官駐在所	五所川原市相内岩井八十一番地百六
	水元警察署	官駐在所	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井二十二番地八
〔同上〕	鶴田警察署	官駐在所	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原七十一番地九
	内湯警察署	官駐在所	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二十一番地六十二
〔略〕	小泊警察署	官駐在所	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山千百八十七番地
	中里警察署	官駐在所	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂十八番地三
〔同上〕	中里警察署	官駐在所	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂十八番地三
	官駐在所	官駐在所	八番地三

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭